

○福井市指定袋による事業系一般廃棄物処理手数料の徴収に関する規則

平成8年9月27日

規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、[福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例\(平成8年福井市条例第19号。以下「条例」という。\)](#)別表備考に規定する手数料(以下「指定袋による事業系一般廃棄物処理手数料」という。)の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(徴収事務委託)

第2条 市長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第158条第1項の規定により、私人に指定袋による事業系一般廃棄物処理手数料の徴収事務を委託する。

(納入の通知方法)

第3条 [前条](#)の規定により徴収事務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、令第154条第3項の規定により、納入の通知を口頭又は掲示により行うものとする。

(徴収方法に係る財務会計規則の特例等)

第4条 [前条](#)に定めるもののほか、指定袋による事業系一般廃棄物処理手数料の徴収方法は、[福井市財務会計規則\(昭和39年福井市規則第11号\)第46条第3項](#)及び[第5項](#)の規定にかかわらず、次に定めるとおりとする。

(1) 受託者が指定袋による事業系一般廃棄物処理手数料を収納したときの領収書の交付については、指定袋の現品の交付をもってこれに代えるものとする。ただし、納入者から求められたときは、受託者による領収書を交付するものとする。

(2) 受託者は、毎月分の徴収した指定袋による事業系一般廃棄物処理手数料に係る現金を翌月の10日(その日が、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日等」という。))に当たるときは、その翌日までに、指定金融機関又は収納代理金融機関へ現金払込書([様式第1号](#))により払い込むものとする。

(3) 受託者は、毎月分の指定袋の取扱実績及び徴収事務委託料について指定袋取扱実績報告書兼徴収事務委託料請求書([様式第2号](#))を作成し、翌月の10日(その日が、休日等に当たるときは、その翌日)までに、市長に提出しなければならない。

(指定袋による事業系一般廃棄物処理手数料の還付)

第5条 納付した指定袋による事業系一般廃棄物処理手数料は還付しない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、指定袋による事業系一般廃棄物処理手数料の徴収に関しては、[福井市財務会計規則](#)の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月31日規則第18号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月13日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 改正前の福井市指定袋による事業系一般廃棄物処理手数料の徴収に関する規則様式第2号により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成31年4月1日規則第91号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

[様式第1号\(第4条関係\)](#)

様式第1号(第4条関係)

現金払込書		福 井
徴収事務受託者住所		氏 名
I D		
		納 付 金 額 円
		: : : : : : : : :
年 度	会 計	款 項 目 節 細 節
: :		
課コード	整理番号	区 分
	: : : : :	: :
上記のとおり払い込みます。		
月 分事業所用指定袋 販 売 枚 数	年 月 日	領収日付印
	福井市会計管理者様	○
枚	福井市指定金融機関等	
課名 収集資源センター		

縦 101 ミリメートル 横 106 ミリメートル

領 収 証 書		
徴収事務受託者住所		氏 名
I D		
		納 付 金 額 円
		: : : : : : : : :
年 度	会 計	款 項 目 節 細 節
: :		
課コード	整理番号	区 分
	: : : : :	: :
上記のとおり領収しました。		
月 分事業所用指定袋 販 売 枚 数	年 月 日	領収日付印
	福井市指定金融機関等	○
枚		
課名 収集資源センター		

縦 101 ミリメートル 横 106 ミリメートル

[様式第2号\(第4条関係\)](#)

様式第2号（第4条関係）

指定袋取扱実績報告書
兼徴収事務委託料請求書

年 月 日

____月分取扱実績報告

1 取扱実績内訳（1組10枚入り）

前月繰越し	当月受入れ	当月販売	翌月繰越し
組 (枚)	組 (枚)	組 (枚)	組 (枚)

（支店等がある場合は、支店ごとの明細を添付すること。）

2 徴収処理手数料 枚 × 円 × (1 + 消費税率) = 円

____月分徴収事務委託料の請求をします。

<input type="text"/> 枚	×	円	=	(a)	円
(a)	×	消費税率	=	(b)	円

請 求 額

円

(a) + (b)

福井市長 あて

受託者(取扱店)

住 所

氏 名



〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名〕